

# 業務指示書

## プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成／実施監理上の留意事項の整理」

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月22日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無収水対策に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／無収水対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：無収水対策に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
  
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月26日 12時
  - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
  - (3) 提出先・場所：
    - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
    - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
  - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

パンフレット作成にかかる経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 6.1095 円, KES = 1.09822円, PYG1 = 0.02003円, BRL1 = 35.4716円, PEN1 = 34.58275円, INR 1 = 1.71288円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／無収水対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.77 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月13日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ② 業務の実施方針等
  - ③ 業務従事予定者の経験・能力
  - ④ 若手育成加点\*
  - ⑤ 価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成／実施監理上の留意事項の整理」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／無収水対策	(50.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	20.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	2.00
ウ) 語学力	8.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	4.00
オ) その他学位、資格等	7.00	3.00
②副業務主任者	( - )	(20.00)
カ) 類似業務の経験	-	8.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	3.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	4.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	10.00
(2) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 業務の背景

水資源は生存に必須な生活用水としてのみならず、経済活動を支え、生態系を維持するためにも必要不可欠である。しかし、水資源は地球上で地域的に偏在していることから、世界中の人々は均等に十分な水資源を獲得できないという問題を抱えている。ミレニアム開発目標（MDGs）では、「安全な水」へアクセスできない人々の半減を達成したが、未だ6.63億人が取り残されていることに加え、人口増加、都市化、経済成長、気候変動等に伴い、29億人が水不足の影響を受けている<sup>1</sup>。このため、2015年に定められた持続可能な開発目標（SDGs）においては「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」（目標6）が2030年までに達成すべき目標としてあげられている。特に人口増加傾向にある開発途上国においては、安全な水へのアクセス改善を最重要課題の一つとして位置づけている。

このように、水資源が人々に対して十分に届いていない状況に対し、無収水削減というアプローチは極めて効果的である。無収水削減の目的は、大きく分けて2つ存在する。1つは水道事業の経営改善であり、もう1つは漏水削減を通じた水資源の有効利用促進である。無収水削減は、本来水道料金を請求できるはずなのに請求できていなかった水量を減らすことになり、料金収入の増加に寄与するため、水道事業経営の改善に繋がる。漏水の削減も、水需要が給水量よりも多い場合には、削減した漏水量を新たに給水することで料金収入の増加に、給水量が水需要を十分満たしている場合には、漏水削減量が配水量の削減に繋がり、運転・維持管理費の軽減になる。水道事業者の経営改善及び水の有効利用促進の結果、新規の施設整備及び給水区域拡大へ繋がり、その結果安全な水へのアクセス率改善が達成可能となる。開発途上国の無収水率は平均40～50%程度<sup>2</sup>と、日本の無収水率（平均9.9%（2012年）<sup>3</sup>）と比較し極めて高く、SDGsの目標達成に向け、無収水削減は多くの開発途上国で喫緊の課題であると言える。

係る状況を踏まえ、JICAを含め数多くの援助機関は、開発途上国の実施する無収水対策プロジェクトを支援している。その結果、無収水対策に関するノウハウの蓄積がなされているが、実際に無収水削減という結果に結び付かないケースも散見される。これに対し、JICAは終了時評価調査及び事後評価調査を通じて提言・教訓を整理しているが、妥当性・インパクト・持続性の高い無収水案件を発掘・形成するという観点から留意点が整理されていない。また、有効性・効率性に課題があるケースが散見されるが、その課題に対する具体的な対応策は明確になっていない。

<sup>1</sup> JICA ジャパンブランド「全ての人々に安全な水を」より引用

<sup>2</sup> Kingdom, B., Liemberger R. and Marin P. “The Challenge of Reducing Non-Revenue Water (NRW) in Developing Countries - How the Private Sector Can Help: A Look at Performance-Based Service Contracting”, The World Bank, pp.2, (2006)

<sup>3</sup> 水道技術研究センター「日本の水道事業者の『無収水率』について—平成24年度水道統計に基づく試算結果(その1)」, JWRC水道ホットニュース No.445 (2015)

## 2. 業務の目的

JICAが無収水対策事業を実施する際、高い事業効果を発揮するために必要となる事項を整理する。具体的には、妥当性・インパクト・持続性の高い案件発掘・形成を実施する上での課題／教訓・留意点、及び、有効性・効率性を確保した実施監理を行う上での課題／教訓・留意点を整理する。なお、最終報告書は、JICA 職員向けの執務参考資料となる予定である。

## 3. 業務対象地域

業務は日本国内での文献調査、ウェブサイトからの情報収集、国内関係者へのインタビュー、6ヶ国における質問票調査及び現地調査等を通じて実施する。

## 4. 関係機関

外部機関を含み、調査対象 15 か国における無収水関連事業に関連する機関を広く調査対象とする。

- (1) 途上国において無収水対策を実施する水道事業体、規制・監督・予算配賦機関
- (2) 無収水案件を受託する、又は過去受託した経験のある本邦及び第三国の民間企業、並びに地方自治体
- (3) 無収水案件を実施する主要援助機関
- (4) その他、本調査の実施にあたって情報収集が必要と考えられる機関

## 5. 業務の範囲

受注者は、「2. 業務の目的」を達成するために必要な活動内容、実施方法、及び投入内容を、「8. 成果品等」を念頭に、また「6. 業務実施上の留意点」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に沿って業務を実施する。

## 6. 業務実施上の留意点

### (1) 本調査研究の狙い

妥当性・インパクト・持続性が高い案件発掘・形成を行うための教訓・留意事項、及び有効性・効率性を確保するために必要な実施監理上の教訓・留意事項を抽出することを本調査業務の狙いとする。

教訓・留意事項を導くにあたって、無収水率を継続的に低下させた事例の収集と成功要因の分析、無収水率の継続的な減少に至らなかった事例の収集とその阻害要因の分析、日本の無収水対策の経験と途上国の実態を対比した際に、JICA職員が留意すべき点を明らかにすること。その際は、以下に例示するようなポイントを考慮した上で整理すること。詳細事項は別紙に記載の通り。

#### <案件発掘・形成>

- 1) 水道事業体をはじめとする、無収水削減対策に関連する組織にとって、どのような取り組みや状況が無収水削減を持続的に実施するモチベーションや原動力、あるいは阻害要因となるのか。
- 2) 水道事業体が無収水削減に真剣に取り組む状況にあるか否か、持続的な対策が可能な状況にあるか、あるいはどのような無収水対策から着手すべきかを判断するために把握すべき業務指標（Performance Indicators）やキャパシティ、及びそれらの見方や判断の仕方はどのように整理されるか。
- 3) 対象となる水道事業体の置かれている状況や無収水対策の実施状況を踏まえて、どのような無収水対策のステップや協カスキームの組み合わせ（協カプログラム）、アプローチ方法が無収水削減に向けて効果的であるか。
- 4) 有効な民間連携とはどのようなものか。
- 5) JICAが詳細計画策定調査を行い、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）や業務指示書の作成を行う上で、効果的、持続的な無収水対策とするために、どのような点に留意すべきか。

#### <実施監理>

- 1) パイロットプロジェクトの有効性と限界
- 2) 無収水案件に多く見られる効率性の阻害要因、及び本要因が発生する原因
- 3) 有効な組織・部署間連携やインセンティブ向上手法
- 4) 持続性やインパクトを確保するために協カ実施中に取り組むべき事項

#### (2) 調査対象事業の範囲

本調査を通じて調査対象とする事業は、「JICA・他援助機関・開発途上国が実施する無収水案件」とし、具体的には以下1)～3)の定義を満たすものとする。

##### 1) 無収水案件の定義

本業務において調査対象とする「無収水案件」の定義は、以下ア～ウのいずれかに該当するものとする。

なお、実施中／実施完了後のプロジェクト双方を調査対象とする。

- ア. 無収水管理／削減に焦点を当てて取り組む事業
- イ. 事業運営改善等包括的取組みの中で無収水対策に取り組む事業
- ウ. プロジェクト内容に、送配水網整備又は高水圧の是正を含む事業

## 2) JICA事業の定義

「JICA事業」とは有償資金協力、無償資金協力、技術協力（個別専門家派遣・技術協力プロジェクト・円借款付帯技術協力・草の根技術協力事業・研修事業）、PPPなど民間企業との連携事業を指す。なお、JICAの民間連携事業については、URL

([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/index.html)) を参照すること。

## 3) 他援助機関・開発途上国が実施した事業

他援助機関及び開発途上国が独自で実施した無収水案件のうち、代表的かつ公開情報から取組み内容が把握しやすい事例を対象に分析する。現時点でJICAが想定する案件は以下の通りだが、コンサルタントは、より調査対象として適切と考えられる事業がある場合、理由と共にプロポーザルで提案すること。

なお、調査対象事業は契約開始後に決定する。

- ・サンパウロにおける無収水対策への包括的取り組み（ブラジル、JICAの他に世銀が支援。また、水道事業体独自の取り組みも見られる。）
- ・カルタナカ州における24時間連続給水への取り組み（インド、世界銀行が支援）
- ・コマヤグアにおける24時間連続給水への取り組み（ホンジュラス、コマヤグア水道公社が独自に実施）
- ・ニエリ水道事業体における無収水対策（ケニア、ドイツ国際協力公社が支援）
- ・マニラ首都圏東地区水道事業（フィリピン、マニラウォーターがコンセッション契約に基づき実施）

## (3) 対象国

本調査の調査対象国は、日本を含む全世界とする。

調査開始後、JICAと協議した上で下記候補国から15ヶ国を選定し、本調査における分析対象とする。

- 中近東・アフリカ：エジプト、ケニア、タンザニア、ナイジェリア、ルワンダ、ヨルダン
- 中南米：エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ブラジル、パラグアイ、ペルー、ホンジュラス
- 欧州：モンテネグロ
- アジア・大洋州：インド、インドネシア、カンボジア、サモア、スリランカ、ソロモン諸島、タイ、タジキスタン、パラオ、バングラディッシュ、フィジー、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

うち、現地調査の対象国（案）は下記6ヶ国を想定しているが、契約開始後にJICAと協議の上で決定する。

中近東・アフリカ： エジプト、ケニア  
中南米          ： パラグアイ、ブラジル、ペルー  
アジア          ： インド

#### （4）最終報告書（和文）の構成（案）

最終報告書の構成（案）は以下の通り。各章及び付属資料の内容に関するイメージは、「7. 業務の内容」に記載の通り。報告書全体の目的は、単一のスキームに限定して留意事項を整理することではない。特に第5章以降に関しては、協力プログラム全体において無収水対策をどのように位置づけ、どのような組合せで支援スキームを検討し、人材育成や施設整備をどのような点に留意して実施する必要があるかという点を、総合的に記述することが求められる。

このため、コンサルタントは、技術協力プロジェクト・開発計画調査型技術協力・資金協力等を幅広く俯瞰した上で情報を取り纏めることを念頭に、各章を記述すること。ただし、JICAの実施した無収水対策案件の中で技術協力プロジェクトの占める割合は多いため、技術協力プロジェクトに関してはより詳細に分析すること。

また、結果として無収水削減に至らなかった案件においても一部効果的であった取り組み（ヨルダンにおける職業資格認定制度の導入等）が存在する。一方、無収水削減に成功したプロジェクトでも、効率性が高くない案件も存在する。このため、最終報告書第6及び7章を纏める際は、個別事例における有効な取り組みや課題にも着目した上で情報を取り纏めること。

表紙、序文、要約、目次

第1章：調査の概要（調査実施の背景、目的、実施体制、実施期間、調査方法等）

第2章：無収水対策に関する基礎知識

第3章：無収水対策に関する国際的議論、及び他援助機関等の動向

第4章：JICAの無収水案件に関するレビュー

第5章：JICAの無収水案件全体の課題と改善に向けた方向性

第6章：無収水案件の発掘・形成時における留意点

第7章：無収水案件の実施監理における留意点

第8章：今後に向けての課題

#### 付属資料

- 1) 最終報告書要約（英文・仏文・西文）
- 2) 案件発掘チェックリスト（和文・英文）
- 3) 詳細計画策定調査における調査確認事項一覧（和文）
- 4) 分析済み事例集（和文）
- 5) 議事録、参考文献リスト等（和文）

#### （5）内部検討会の設置

本調査の実施にあたってJICAは、地球環境部、資金協力業務部等により構成される内部検討会を組織する。内部検討会は原則として以下のスケジュールで開催するが、調査の進捗等に応じて追加開催することも検討する。コンサルタントは、本検討会で必要なプレゼンテーション資料を準備し説明を行うとともに、JICAの考え方や要望事項を踏まえつつ調査及び報告書の取り纏めを行うこと。

- 第1回：調査方針確認、調査アウトプットイメージの共有（2017年7月頃）
- 第2回：国内における分析結果、第一回現地調査の実施方針に関する協議  
（2018年1月頃）
- 第3回：第1回現地調査結果の共有、仮説及び留意事項の取り纏め方針の検証  
（2018年3月頃）
- 第4回：第2回現地調査の実施方針に関する協議（2018年5月頃）
- 第5回：第2回現地調査結果の共有、及び第5～7章の取り纏めに係る協議  
（2018年7～8月頃）
- 第6回：最終報告書（案）に関する協議（2018年10月頃）

#### 7. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内及び現地作業の実施方法、調査工程に加え、最終報告書の各章・付属資料の記載事項（アウトプットのイメージ）をプロポーザルで提案すること。

また「第5章：JICAの無取水案件全体の課題と改善に向けた方向性」に関しては、JICA事業において途上国の無取水削減に取り組む際の主な課題を仮説として纏めると共に、その仮説を踏まえ、第6～7章の教訓・留意点を整理するための方針をプロポーザルで提案すること。

##### （1）第1回内部検討会への参加

第1回内部検討会に参加し、業務計画書に基づき調査方針、調査内容、調査方法、アウトプットイメージをJICAに説明した上で、JICAの考え方や問題意識、要望事項をヒアリン

グし、最終成果物のイメージを把握する。

(2) 先行調査、事例等に関する既存資料の収集・整理

以降の調査分析及び検討に必要な既存資料を、ウェブサイト及びJICA等から収集する。

(3) 無収水に係る基礎知識の整理（第2章関連）

第2章は、主に無収水対策に初めて携わるJICA職員に対して、無収水に関する基本知識の理解を促進することが目的である。また、基本知識の一環として、JICA支援の特徴や日本と途上国における無収水対策への取り組みの違い等を、既存資料を基に取り纏める。コンサルタントは、上述の趣旨を踏まえ、以下1)～7)の内容を平易な表現で整理すること。

特に「3) 無収水対策の取り組み方法と有効性」は、網羅的かつ具体的な無収水対策の手段（見掛け損失・物理的損失への取組手法、一般的に途上国における無収水対策で活用される機材リストと用途、標準単価、機材選定にあたっての考え方等）を記載することに加え、どのような場面・条件（無収水率の状況等）において、その取り組みは有効であるかという観点も踏まえ、体系的に記載すること。

- 1) 無収水の定義（不明水：UFWとの違いを含む）
- 2) 水道事業の改善に向けた取り組みの全体像における無収水対策の位置づけ、他の課題（経営改善、給水量確保、水質改善、顧客サービス改善等）との関連性
- 3) 無収水対策の目的（無収水の原因別に記載すること）
- 4) 無収水対策の取り組み方法と有効性
- 5) JICAの支援の特徴
- 6) JICAの無収水案件における特徴的な取り組み事例
- 7) 日本における無収水対策への取り組みと、途上国との違い

(4) 無収水の課題に係る国際的な議論、及び他援助機関等の動向の整理（第3章関連）

第3章は、JICAが今後の援助プログラムを検討するために必要な無収水対策の国際的な動向や援助潮流等の情報を整理する。また、把握可能な範囲で他援助機関等の動向や特徴的なアプローチ、代表事例（対象範囲は、「6. 業務実施上の留意点（2）調査対象事業の範囲3）」に記載の通り）に関する情報を収集・分析する。上述の趣旨を踏まえ、コンサルタントは以下1)～3)の内容を整理すること。

- 1) 無収水対策に係る国際会議における議論（24時間連続給水化の有効性等）
- 2) 他援助機関等による特徴的なアプローチ（メータ計量区画（DMA）の設定やPerformance-Based Contract等）

### 3) 他援助機関等による代表事例

「2) 他援助機関による特徴的なアプローチ」は、上記(3)で取り纏めた日本の特徴的なアプローチと比較した上で、それぞれのアプローチの強み及び課題も併せて分析し、記述すること。また「3) 他援助機関等による代表事例」のうち、民間連携を含む案件については、その手法の有効性及び課題も分析すること。

### (5) 分析対象国の選定

本調査研究で分析対象とする国を15ヶ国選定する(JICAから提供した資料、Web上で公開情報、JICAとの協議に基づく)。

JICAとの協議の結果、分析対象国は増減することが想定されるが、業務量の変更を伴う場合は、契約変更を検討する。

### (6) 無収水案件の情報整理(第4章関連)

第4章は、JICAが過去に実施した無収水案件における好事例及び教訓・課題、その発生原因を中心に纏め、第5章以降を執筆するためのエッセンスを抽出することを目的としている。

上述の趣旨を踏まえ、コンサルタントは、上記(5)で選定した15ヶ国について、以下1)～9)の情報を収集し取り纏める。取り纏めに際しては、単独のプロジェクトのみに焦点を当てるのではなく、関連する一連の協力や当該国の水道事業体による自助努力、他援助機関による支援、プロジェクトに関連して実施した国別・課題別研修なども総合的にみること。

- 1) (当該)無収水案件の概要(背景・プロジェクト内容)
- 2) 成功事例及び教訓事例の分類(インパクトの側面から分類)
- 3) プロジェクトの実施体制、関係機関
- 4) プロジェクトを受注した企業、地方自治体
- 5) 当該プロジェクトにおける、無収水対策の内容
- 6) プロジェクト・デザイン及び運営上の工夫(無収水対策の位置づけ、アプローチ、PDM上の工夫等)
- 7) プロジェクトの支援スキーム、及びJICAの果たした役割
- 8) プロジェクトの成果の発現状況
- 9) 各事例におけるGood Practice及び課題/教訓  
(民間連携案件については、対象となった技術、製品、サービス等の有効性及び課題も記述する)

なお、報告書等の文献資料やウェブサイトから得られる情報には限りがあるため、実際に無収水案件を実施した開発コンサルタント・民間企業・地方自治体等にインタビューを行い、担当した無収水案件の教訓・課題等に係る詳細（具体的な取り組みや苦労等）をヒアリングする。また、必要に応じて対象国事務所、対象国に赴任中のJICA専門家等からテレビ会議等を通じたインタビューによる情報収集を行う。JICAは、コンサルタントがJICA在外関係者を対象にしたインタビューを行う上で必要な便宜（TV会議のセッティング、インタビューに係るアポイントメントの取得等）を図る。

日本国内におけるインタビューに必要な経費（交通費・日当・宿泊費・謝金）は契約に含むこととし「コンサルタント等研修実施ガイドライン（2016年6月版）別紙1 経費の取扱いについて」に記載の研修同行者等旅費に係る規定を準用する（ただし、往復100km（片道50km）超の長距離移動に限定し、近距離移動に係る交通費・日当・宿泊費は一般管理費に含むこととする）。

長距離移動にあたる訪問地・訪問回数・調査日数の想定は下表の通りだが、訪問先が変更となる可能性もある。変更となった際に追加発生した費用は、契約金額を超えない範囲において精算時に対応する（契約金額を超過する場合は、契約変更を検討する）。

以上を踏まえ、コンサルタントはインタビューに必要な費用を積算すること（本見積とする）。

訪問予定地	訪問回数	宿泊数
沖縄県沖縄市（水道局）	1	1泊
沖縄県島尻郡（南部水道企業団）		
福岡県北九州市（上下水道局）	1	1泊
福岡県福岡市（水道局）		
愛知県名古屋市（上下水道局）	1	宿泊なし

#### （7）JICAの無収水案件全体の課題及び改善の方向性、留意点整理に向けた観点の整理

上記（6）までの活動結果、及び「6. 業務実施上の留意事項（1）本調査研究の狙い」の記載内容を踏まえ、プロポーザルで提示した「第5章 JICAの無収水案件全体の課題と改善に向けた方向性」の仮説、及び「第6～7章 案件発掘・形成及び実施監理上の留意点」の取り纏め方針を修正する。また、修正した仮説及び取り纏め方針に従い、現地調査における確認事項・質問票を作成する。

#### （8）現地調査計画の検討

上記（7）で作成した現地調査における確認事項等も踏まえ、現地調査の対象国、国別の調査目的、訪問予定都市、機関、日程案、調査内容、調査対象事例、調査事項を整理する。現地調査対象国は、JICAと協議の上で、上記（5）で選定した選定国における案件情報及び現地調査の観点を整理した上で、15ヶ国から6ヶ国選定する。なお、現地調査対

象国数は仮決定であるため、契約開始後に増減した場合は契約変更を検討する。

(9) 第2回内部検討会への参加

第2回内部検討会に参加し、上記(8)までの活動結果をJICAに報告すると共に、第1回現地調査の実施方針をJICAと協議する。

(10) 第1回現地調査の実施

上記(9)までの活動結果を踏まえ、第1回現地調査を実施する。調査内容は、上記(7)で作成した現地調査確認事項の内容を基本とする。

第1回現地調査の主目的は、「第5章 JICAの無収水案件全体の課題と改善に向けた方向性」の仮説、及び「第6、7章 案件発掘・形成及び実施監理上の留意点」の取り纏め方針を検証することである。現時点では、インド(ゴア及びジャイプール)を対象に第1回現地調査を実施することを想定しており、調査期間は移動日を含めて7日間とする。コンサルタントは、以下の内容を含む見積を作成すること(本見積とする)。

1) 航空賃(東京⇒デリー⇒東京)

2) 車両関連費(レンタカー費用)

3) 国内航空賃(デリー⇄ジャイプール及びデリー⇄ゴア間(1往復))

(11) 中間報告書の作成、第3回内部検討会への参加

上記(10)までの調査結果を中間報告書として取り纏める。また、第3回内部検討会に参加し、JICAに対して現地調査結果、及び仮説・留意事項の取り纏め方針の検証結果を説明する。コンサルタントは、同検討会において発表するために、中間報告書の要約版も併せて作成すること。

(12) 現地調査計画の修正、第4回内部検討会への参加

第3回内部検討会におけるJICAからのコメント等を踏まえ、現地調査計画(調査実施方針を含む)を修正する。また、必要に応じて「第5章 JICAの無収水案件全体の課題と改善に向けた方向性」の仮説、及び「第6、7章 案件発掘・形成及び実施監理上の留意点」の取り纏め方針を修正する。

その上で、第4回内部検討会に参加し、第2回現地調査における調査計画をJICAと協議する。

(13) 第2回現地調査の実施

上記（８）における協議を踏まえて決定した６ヶ国のうち、第一次現地調査で対象とした国を除く５か国で現地調査を実施し、案件発掘・形成及び実施監理上の教訓・留意事項を検討する。調査内容は、上記（７）で作成した現地調査確認事項の内容を基本とする。

現時点では、エジプト・ケニア・パラグアイ・ブラジル・ペルーで現地調査を実施する想定であり、現地調査日数は、移動日を含めて１ヶ国あたり７日間とする。コンサルタントは、現時点では以下の費用を積算すること。なお、「１）航空賃」以外は本見積とする。

#### １）航空賃

- ・ルート１：東京⇒⇒カイロ⇒ナイロビ⇒東京
- ・ルート２：東京⇒サンパウロ⇒リマ⇒アスシオン⇒東京

#### ２）一般傭人費（西語、アラビア語、ポルトガル語の傭上を認める）

#### ３）車両関連費（レンタカー費用）

#### （１４）JICAの無収水案件全体の課題と改善の方向性の分析（第５章関連）

第５章は、上記（１３）までの調査結果及び「６．業務実施上の留意事項（１）本調査研究の狙い」に記載の観点を踏まえ、JICAが今まで実施した無収水案件全体の課題、及びその課題改善に向けた大まかな方向性を示すことを目的とする（協力プログラム全体やSDGsの目標において無収水対策をどのように位置づけるべきか、どのような組合せで支援スキームを検討すべきか、今までのアプローチに課題がある場合、どのような方向性でアプローチを見直すべきか等）。

#### （１５）JICAが案件発掘・形成及び実施監理を行うにあたっての教訓・留意事項の整理、第５回内部検討会への参加（第６章、７章関連）

第６章及び７章は、上記（１４）までの調査結果を踏まえ、無収水対策に係る協力を発掘・形成及び実施監理するにあたっての教訓・留意事項を整理することを目的とする。

コンサルタントは、２回の現地調査を通じて取り纏めた主な分析結果、及び第５章の原案、教訓・留意事項（案）を作成した段階で、第５回内部検討会に参加する。また、同検討会における協議結果を踏まえ同案を修正する。

教訓・留意事項は、第５章で記述した「課題改善の方向性」を踏まえ、今後JICAが人材育成や施設整備を発掘・形成、実施監理するにあたり、どの段階でどのような点に留意する必要があるか、具体的な視点や対応策が記載される旨を想定している。また、教訓・留意事項は特定の事例のみに適用可能な内容とするのではなく、事例を横断分析した結果、共通性が高いものを留意事項として整理すること。

#### (16) 最終報告書（和文）（案）作成、第6回内部検討会への参加

以上の調査結果を取り纏め、最終報告書（案）を作成する。また、第6回内部検討会に参加し、全体の調査結果を説明した上で報告書の内容をJICAと協議する。最終報告書（案）には、付属資料も添付した上で提出すること。付属資料について、JICAの想定する内容は以下の通り。

##### 付属資料1：最終報告書要約（英文・仏文・西文）

本調査研究の第5～7章を中心に纏めた要約を作成する。和文要約は本報告書冒頭に記載する想定だが、JICAではナショナルスタッフが実施監理を担当する場合も多いため、付属資料として英文・仏文・西文も作成する（40ページを想定）。

##### 付属資料2：案件発掘チェックリスト（和文・英文）

JICA地球環境部や在外事務所が無収水案件の実施や支援方法を検討する際に必要な視点を、チェックリストとして纏める。チェックリストには、政策・制度面、組織面、技術面・財務面等の総合的な観点から情報収集の視点及び判断基準が記述され、それに基づく判断の結果、支援可否や支援の方向性を導くことができる内容を想定している。判断基準は、可能な限り定量的な内容とすること。

##### 付属資料3：詳細計画策定調査における調査確認事項一覧（和文）

無収水案件の詳細計画策定調査について、標準的な調査事項が存在していない。このため、JICAが公示内容を検討する際に必要な、網羅的な調査事項一覧を作成し、標準調査事項として設定する。これにより、無収水案件を形成する際に収集すべき資料が明確となり、詳細計画策定調査の質確保に繋がると考えられる。

標準調査事項作成の際は、収集情報及び資料を記載するのみではなく、情報収集の優先度も明確にし、効率的な調査を促進する内容とすること。

##### 付属資料4：分析済み事例集、議事録（和文）

第4章では、選定国における事例の分析結果が記載されるが、企業や地方自治体へのインタビュー結果等も含め、全ての情報を記載することは難しい。そのため、第4章の記述内容は「（6）無収水案件の情報整理 1）～9）」の情報を中心に纏め、その他の詳細情報（議事録含む）は付属資料として纏める。

分析済み事例集及び議事録は、分析対象国ごとに整理すること。

##### 付属資料5：参考文献リスト等（和文）

本調査で活用した資料を一覧化し、参考文献リストとして纏める。

#### (17) 最終報告書（和文）の取り纏め

最終報告書（案）に対するコメントを踏まえ、必要な修正や加筆を行い、最終報告書として取り纏めた上でJICAへ提出する。最終成果品は全体で200ページ、英文・仏文・西文要約は各40ページを想定している。

#### (18) 広報用パンフレットの作成

国際会議等でJICAの無収水対策を紹介するためのパンフレット（8ページを想定）を作成し、素案を2018年9月までに提出すること。最終版は、最終報告書（和文）と併せてJICAに提出すること。提出方法はデータを想定しており、受注者による印刷作業は不要とする。

パンフレットの内容は「日本の無収水対策の歴史」「JICAの無収水対策への協力方針、特徴」「成功事例」等を想定しており、和文・英文・仏文・西文で準備すること。パンフレット制作については、再委託による実施を認める。

### 8. 成果品等

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を本契約における最終成果品とする。最終報告書については製本することとし、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する（ホッチキス止め可）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。内部検討会へのJICA側出席者は10名を想定しているため、必要人数分印刷すること（簡易製本は不要）。

(1) 業務計画書：和文 1部、電子ファイル（契約締結後10営業日以内）

(2) 中間報告書：和文 1部、電子ファイル（2018年3～4月）

既存資料の整理・分析結果を取り纏めたもの。

(3) 最終報告書（案）：和文 1部、電子ファイル（2018年10月上旬）

調査結果全体について取り纏めたもの。付属資料（案）を含む。

(4) 最終報告書：和文 3部、電子ファイル（2018年11月下旬）

最終報告書（案）に対するJICAのコメントを踏まえて必要な修正を行い、最終化したもの。付属資料を含む。

(5) 広報用パンフレット：和文・英文・仏文・西文 電子ファイル（2018年11月下旬）

国際会議等でJICAの無収水対策を紹介するための広報資料。

報告書作成にあたっての留意点は以下のとおり

- (1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用すること。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- (2) 各報告書の途上国側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- (4) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (5) 分析済み事例集、及び内部検討会やインタビュー調査における議事録は、リスト(JICA 図書館の定型様式)を添付した上で、最終報告書の付属資料4として整理すること。また、本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料5として整理すること。
- (6) その他の収集資料等については、機構が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

業務工程（案）は下表の通り。2017年7月に業務を開始し、2018年11月下旬に最終成果品をJICAに提出することを想定している。

	2017/7~9	2017/10~12	2018/1~3	2018/4~6	2018/7~9	2018/10~12
1. JICA側との調査方針確認、調査アウトプットイメージの共有 ※第1回内部検討会開催	■					
2. 先行調査、事例等に関する既存資料の収集・整理	■					
3. 無収水に係る基礎知識、及び特徴的なJICA事例の整理		■				
4. JICAの実施した無収水案件の情報整理（インタビュー含む）		■				
5. 無収水の課題に係る国際的な援助潮流、及び他援助機関の動向の整理		■				
6. JICAの無収水案件全体の課題及び改善の方向性、留意点整理に向けた観点の整理			■			
7. 現地調査対象国の決定、現地調査計画の検討			■			
8. 国内における分析結果、第一回現地調査の実施方針に関する協議 ※第2回内部検討会の開催			■			
9. 第1回現地調査の実施				■		
10. 中間報告書の作成、仮説及び留意事項の取り纏め方針の検証 ※第3回内部検討会の開催				■		
11. 第2回現地調査の実施方針に関する協議 ※第4回内部検討会の開催				■		
12. 第2回現地調査の実施				■		
13. 第2回現地調査結果の共有、及び第5~7章の取り纏めに係る協議 ※第5回内部検討会の開催				■		
14. 最終報告書(案)のJICAへの提出(付属資料含む) ※第6回内部検討会開催				■		
15. 最終報告書の提出					■	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

19.31 M/M

国内業務：9.50MM

現地業務：9.81MM

##### (2) 業務従事者の構成（案）

JICA側が想定する、本調査業務従事者の想定は以下の通り。コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家配置をプロポーザルにて提案すること。なお、業務量に応じて、同分野の業務従事者を2名以上配置することも可能とする

1) 総括/無収水対策（3号）

2) 漏水対策

### 3) 見掛け損失対策

#### 3. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目無く行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### 4. 国内再委託

本調査業務のうち、広報用パンフレット作成については、業務の性質から再委託で実施することを認める。再委託とする場合はその妥当性及び経費節減の根拠をプロポーザルで示すこと。費用は別見積にて提案すること。

その他の項目については、再委託は想定していない。

#### 5. 参考資料

参考資料は特にありません。

#### 6. 安全管理

- (1) 現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、各国の JICA 事務所／支所において十分な情報収集を行うこと。また、各事務所／支所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。
- (2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- (3) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA 事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。安全管理上、土日祝日においてもインターネットが利用可能な宿舎を手配すること。
- (4) 業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

#### 7. 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

業務指示書「6. 業務実施上の留意点（1）本調査研究の狙い」に取り纏めた観点の詳細を、以下の通り記載する。

### 1. 案件発掘・形成に係る問題意識

（1）どのような取り組みや状況が、無収水削減を持続的に実施するモチベーションや原動力、あるいは阻害要因となるのか。

- 1) 水道事業体が独立採算性である必要があるのか。
- 2) 規制監督メカニズムが影響するか。
- 3) 効果の定量化や費用対効果の算出に効果はあるのか。
- 4) どのように予算措置を働きかけるのが効果的か。
- 5) どのような仕組みを構築することが、無収水対策の継続性を確保するために必要か。

（2）対象となる水道事業体が無収水削減に真剣に取り組む状況にあるか否か、持続的な対策が可能な状況にあるか、あるいはどのような無収水対策から着手すべきかを判断するために把握すべき業務指標（PIs）やキャパシティ、及びそれらの見方や判断の仕方はどのように整理されるか。

- 1) 無収水対策への効果的な協力が可能か否か、協力の必要性や妥当性を見極めるためには、どのような点を事前に把握するべきか。
- 2) 対象水道事業体の実施体制をどのように見極めるか。
- 3) 協力を開始する前に対象となる水道事業体が整えるべき前提条件はあるか。

（3）対象となる水道事業体の置かれている状況や無収水対策の実施状況を踏まえて、どのような無収水対策のステップや協力スキームの組み合わせ（協力プログラム）、アプローチ方法が無収水削減に向けて効果的であるか。

- 1) 見掛け損失の削減と漏水の削減では、目的や水道事業に与える効果が異なるが、どのように無収水対策の目的や開発効果を整理し、どのように対象となる水道事業体にとっての必要性を見極めるべきか。
- 2) 無収水率が高い場合には見掛け損失対策から開始し、地上漏水修理、地下漏水探知・修理等の対症療法的漏水対策、さらには管路更新による予防的対策へと進むといったような、無収水削減の望ましいステップはあるのか。

- 3) 無収水には様々な原因があり、対策も様々で、必要なコスト、費用対効果、効果発現に要する期間、必要な技術レベルなどが異なる中で、対象となる水道事業体の状況をどのように見極め、どのように効果的なアプローチを選択するべきか。
- 4) 段階やアプローチの違いは、無収水対策の持続性やインパクト（波及効果）にどのように影響するか。
- 5) 技術協力、資金協力、民間活用等の様々な協力形態や無収水対策のリソースを、どのように段階的に組み合わせて適用することが効果的か。無収水対策を持続させるための協力方法にはモデルとなるパターンがあるのか。
- 6) 無収水対策に特化した協力を行うケースと、包括的な水道事業の改善に取り組む中で無収水対策を含めるケースがあるが、それぞれの長所・短所や、持続性やインパクトに与える影響は何か。

(4) 有効な民間連携とはどのようなものか。

- 1) 世界的にはPerformance-Based Contractによる民間企業の効率化努力を活用した無収水対策が注目されており、実践事例も増加しているが、どのような特徴や留意点があるのか。
- 2) 民間連携とODAによる支援をどのように組み合わせるのが効果的か。

(5) JICAが詳細計画策定調査を行い、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）や業務指示書の作成を行う上で、効果的、持続的な無収水対策とするために、どのような点に留意するべきか。

- 1) 詳細計画策定調査で調査すべき項目は何か。
- 2) PDMのプロジェクト目標、成果、指標等の設定において留意すべき点は何か。
- 3) 業務指示書作成時にチェックすべきポイントは何か。

## 2. 実施監理に係る問題意識

(1) パイロットプロジェクトの有効性と限界

- 1) パイロットプロジェクトの対象エリアでは無収水率の削減ができるが、プロジェクト終了後に他のエリアになかなか波及しないことがあるが、その要因は何か。
- 2) プロジェクト終了後に他のエリアにも無収水削減の取り組みを広げ、持続的に対策が実施されるようにするためには、パイロットプロジェクトの計画や実施に際してどのような点に留意する必要があるか。

(2) 無収水案件に多く見られる効率性の阻害要因と発生原因

必要な情報が得られない、パイロットプロジェクト等に必要な資機材の調達が遅延、先方負担事項の遅延、他ドナーとの協調を図ったがスケジュールが合わない、日本と異なる現地の状況に対応が必要、調達した資機材が現地の状況に適合していないなど、協力の効率性を阻害する要因としてはどのようなものがあるか。その原因と対策は何か。

(3) 有効な組織・部署間連携やインセンティブ向上手法

- 1) 無収水対策を持続させるための、組織レベル及び職員レベルでのインセンティブ向上の方策としてどのようなものがあるか。
- 2) 無収水対策に関係する水道事業体内の複数の部署を円滑に連携させるにはどうしたらよいか。

(4) 持続性やインパクトを確保するために協力実施中に取り組むべき事項

- 1) プロジェクト終了後の持続性やインパクトの見込みを、プロジェクト実施中にどのような観点から分析するべきか。
- 2) 持続性やインパクトを高めるために、実施監理においてどのような点に留意するべきか。

以上

